

第1章 全体像

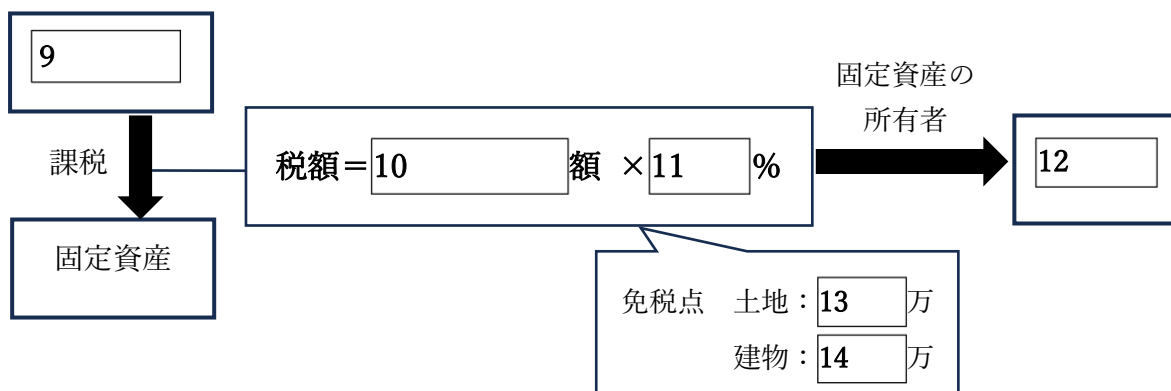
問1. 税金に関する用語について、以下の空欄を埋めよ。

- ・ 1 とは、税金を課税する国や地方公共団体のことである。
- ・ 2 とは、税金の計算の基礎となる金額のことである。
- ・ 3 とは、課税主体が納付すべき額を決定して納税義務者に納税通知書を送り、納税義務者が納税する方法である。
- ・ 4 とは、納税者が納付すべき額を自ら確定して自主的に納税する方法である。

第2章 地方税

問1. 固定資産税について、以下の空欄を埋めよ。

- ・ 課税主体 : 固定資産の所在する 1
- ・ 課税客体 : 2
- ・ 納税義務者 : 毎年 3 時点で登記簿に登録されている者
- ・ 課税標準 : 固定資産課税台帳に登録されている価格 (4 額)
- ・ 税率 : 原則 5 %
- ・ 免税点 : 土地… 6 万、建物… 7 万
- ・ 納付方法 : 8



問2. 固定資産税に関して、以下の記述の正誤を判断せよ。

1. 不動産の譲渡があった場合、売主と買主が固定資産税を連帯して納税する義務を負う。
2. 質権者または 100 年を超える存続期間の定めのある地上権者も固定資産税の納税義務者になることがある。
3. 固定資産課税台帳に登録されている価格は毎年見直しがされる。
4. 固定資産税率は全ての市町村において 1.4% でなければならない。
5. 固定資産税の納税通知書は遅くとも納期限 2 週間前までに交付されなければならない。
6. 小規模住宅用地 (200 m² 以下) の固定資産税を計算する際、課税標準が 3 分の 1 になる特例がある。
7. 令和 8 年 3 月 31 日までに新築された住宅 (居住用部分の床面積 280 m²) は、全ての面積に対して税額が 2 分の 1 に減額される。

第1章 全体像

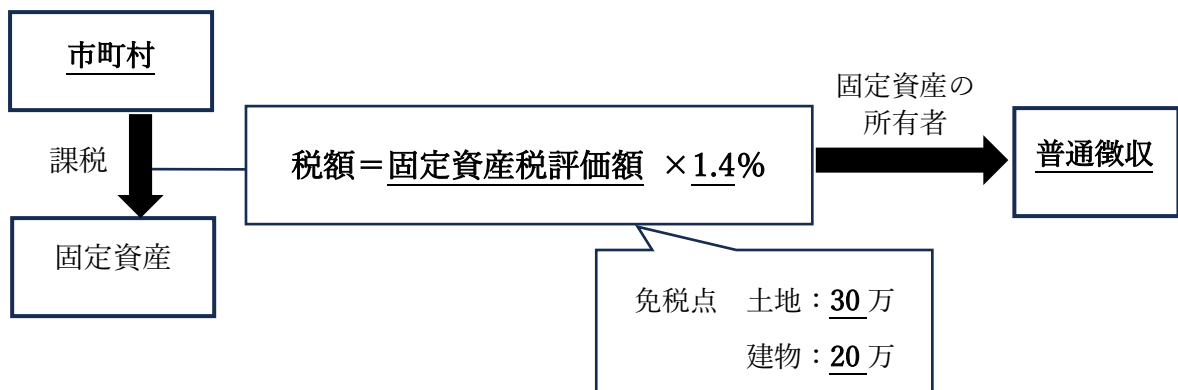
【解答1】税金に関する基本用語

- ・ 課税主体とは、税金を課税する国や地方公共団体のことである。
- ・ 課税標準とは、税金の計算の基礎となる金額のことである。
- ・ 普通徴収とは、課税主体が納付すべき額を決定して納税義務者に納税通知書を送り、納税義務者が納税する方法である。
- ・ 申告納付とは、納税者が納付すべき額を自ら確定して自主的に納税する方法である。

第2章 地方税

【解答1】固定資産税の全体像

- ・ 課税主体 : 固定資産の所在する 市町村
- ・ 課税客体 : 固定資産
- ・ 納税義務者 : 毎年 1月1日時点で登記簿に登録されている者
- ・ 課税標準 : 固定資産課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)
- ・ 税率 : 原則 1.4%
- ・ 免税点 : 土地…30万、建物…20万
- ・ 納付方法 : 普通徴収

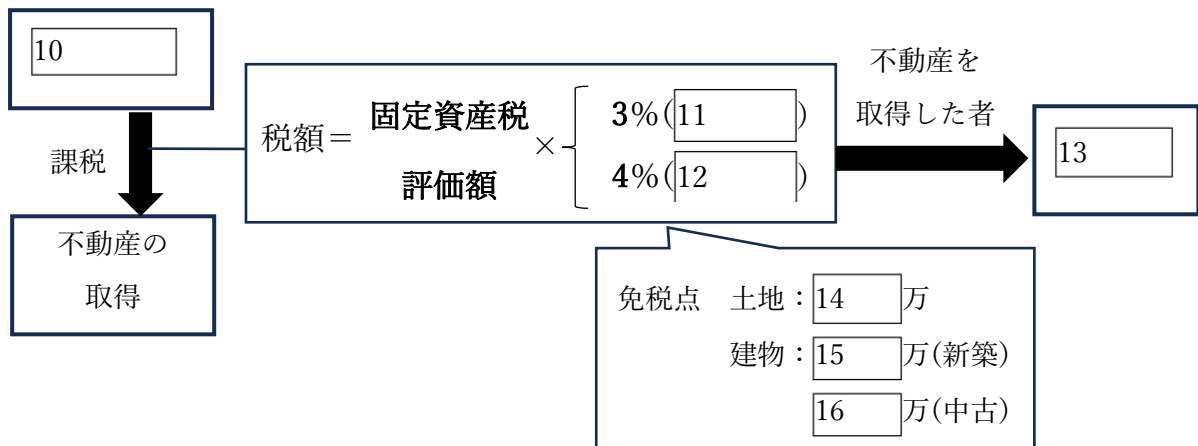


【解答2】固定資産税でよく出る論点

1. 誤 1月1日時点の所有者がその年1年分の固定資産税を負担する。
2. 正 その通り
3. 誤 3年に1度見直しされる。
4. 誤 原則は1.4%であるが、市町村によって固定資産税率は異なる。
5. 誤 納期限前10日までに交付されなければならない。
6. 誤 小規模住宅用地(200㎡以下)の課税標準の軽減の割合は6分の1である。
7. 誤 居住用部分の床面積が 120㎡超280㎡以下の部分は税額が減額されない。

問3. 不動産取得税に関して、以下の空欄を埋めよ。

- ・課税主体 : 1 する 2
- ・課税客体 : 不動産の取得
- ・納税義務者 : 不動産を取得した者
- ・課税標準 : 固定資産課税台帳に登録されている価格 (3 額)
- ・税率 : 土地・住宅… 4 %、住宅以外の建物… 5 %
- ・免税点 : 土地… 6 万、建物… 7 万(新築) / 8 万(中古の売買)
- ・納付方法 : 9

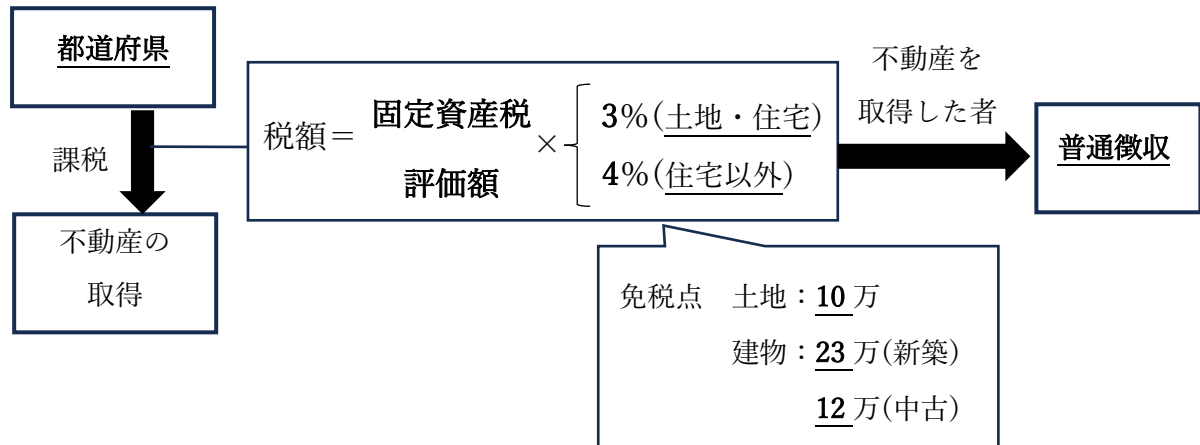


問4. 不動産取得税に関して、以下の記述の正誤を判断せよ。

1. 海外の不動産を購入した場合も不動産取得税が発生する。
2. 不動産を相続や法人の合併によって取得した場合、不動産取得税は課税されない。
3. 不動産を取得した者が地方公共団体の場合、不動産取得税は非課税となる。
4. 面積が 100 m²未満の土地は、不動産取得税が課税されない。
5. 宅地を取得した場合、不動産取得税の課税標準が 3 分の 1 になる特例がある。

問3. 不動産取得税の全体像

- ・課税主体 : 不動産が所在する都道府県
- ・課税客体 : 不動産の取得
- ・納税義務者: 不動産を取得した者
- ・課税標準 : 固定資産課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)
- ・税率 : 土地・住宅…3%、住宅以外の建物…4%
- ・免税点 : 土地…10万、建物…23万(新築)／12万(中古の売買)
- ・納付方法 : 普通徴収



【解答4】不動産取得税のよく出る論点

1. 誤 不動産取得税は不動産が所在する都道府県が課税するので、海外不動産を取得しても不動産取得税は課税されない。
2. 正 その通り。
3. 正 その通り。
4. 誤 不動産取得税の免税点は面積によらない。土地の場合、固定資産税評価額が10万円未満の場合、不動産取得税は課税されない。
5. 誤 宅地を取得した場合、課税標準が2分の1になる特例がある。

【思い出す】解答を見ずに説明せよ。

1. 固定資産税の課税主体、課税標準、税率、免税点、納税義務者、納付方法をそれぞれ答えよ。
2. 固定資産税の減税に関する特例にはどのようなものがあったか説明せよ。
3. 不動産取得税の課税主体、課税標準、税率、免税点、納税義務者、納付方法をそれぞれ答えよ。